

第40回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年8月4日（木）

午後0時50分から午後1時50分まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：B A. 5対策強化宣言 感染拡大の抑制に向け県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：B A. 5対策強化宣言 県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：新型コロナウイルス感染者のゲノム解析結果について

参考資料3：新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の取扱いについて

参考資料4：「新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金」を創設します

参考資料5：軽症者等宿泊療養施設について

参考資料6：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料7：お盆期間中における抗原定性検査無料検査所（名古屋駅・金山駅・豊橋駅・
県営名古屋空港）の臨時設置について

参考資料8：診療・検査医療機関への抗原定性検査キットの配布について

参考資料9：愛知県のワクチン接種の状況（1～3回目接種、4回目接種、小児接種）

参考資料10：大規模集団接種会場における接種状況

参考資料11：4回目接種の加速に向けた愛知県の取組

参考資料12：愛知県ノババックスワクチン接種センターの接種規模拡大

第 40 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	ますだ よしのり 増田 義則 (代理出席：常務理事 栗原 だいすけ 栗原 大介)
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会 長	かち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	のむら かずひこ 野村 一彦
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代 (代理出席：感染症対策室長 新井 哲也 あらい てつや)
岡崎市保健所	所長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

BA. 5 対策強化宣言

感染拡大の抑制に向け 県民・事業者の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症の第7波は、感染力が強いといわれるオミクロン株のBA. 5へ置き換わりが進んでいることもあり、6月後半から拡大を続け、本日、8月3日には、新規陽性者数は過去最多の17,778人となり、病床使用率も8月1日に60%を超え、大変厳しい状況が続いております。

このような状況の中、愛知、岐阜、三重の東海3県が足並みを揃え、BA. 5対策強化宣言を行うこととしました。

県民の皆様には、改めて、基本的な感染防止対策の再徹底、早期のワクチン接種などをお願いすると共に、事業者の皆様には、在宅勤務等の推進や、人が集まる場所での感染対策の徹底など、別紙の項目に気をつけて感染拡大の防止にご協力をお願いします。

特に、夏休み、お盆の期間中は、都道府県をまたぐ旅行や、帰省など、人流が増加することが見込まれますので、「感染しない、感染させない」ため、熱中症に注意しながら、「BA. 5対策強化宣言」に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

オール愛知一丸となって、この第7波を抑制、克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 8月5日（金） ～ 8月21日（日）
- 3 要請事項 「BA. 5対策強化宣言」に基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

2022年8月3日

愛知県知事 大村 秀章

1 県民の皆様への協力要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ①基本的感染対策の再徹底（「三つの密」の回避、手洗い等の手指衛生、効果的な換気等）
- ②早期にワクチンの3回目までの接種を受けること、高齢者や基礎疾患を有する者、重症化リスクが高い者は早期にワクチン4回目接種を受けること
- ③高齢者や基礎疾患を有する者、同居する家族等について、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控えること
- ④帰省等で高齢者や基礎疾患を有する者と接する場合の事前の検査
- ⑤高齢者施設等の利用者のお盆等の節目での検査
- ⑥飲食店での大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用
- ⑦無症状の者は、都道府県が行う無料検査事業を活用すること
- ⑧救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

2 事業者の皆様への協力要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ①在宅勤務（テレワーク）等の推進
- ②人が集まる場所での感染対策の徹底
 - ・従業員への検査の勧奨 ・適切な換気 ・手指消毒設備の設置
 - ・入場者の整理・誘導 ・発熱者等の入場禁止 ・入場者のマスクの着用等の周知
- ③高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化
 - ・高齢者施設等の従事者の頻回検査
 - ・高齢者施設での面会時の事前の検査やオンラインでの面会実施
 - ・部活動等における感染対策の徹底 等
- ④飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行うこと
- ⑤大人数での会食の場合は参加者への事前検査を促すこと
- ⑥「三つの密」が発生しやすい大規模な参加型イベントは、十分な人と人との間隔の確保又は参加者への事前検査等を促すこと
- ⑦国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、業務継続計画に基づき、事業の継続を図ること

BA.5対策強化宣言

県民・事業者の皆様へのお願い

(**新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請**)

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 **8月5日(金)～8月21日(日)**

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が不要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、**混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控え施設の利用を避け**、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、

保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。
 - (11) 大人数での会食の場合は、事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話

の聲が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対するイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事での会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりす

る運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくな
いか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、

県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

BA.5対策強化宣言

県民・事業者の皆様へのお願い

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条9項に基づく協力要請)

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 8月5日(金)～8月21日(日)

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。
- 基本的感染防止対策とは、「三つの密」(①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場所(互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる))の回避、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用(不織布マスクを推奨。以下同じ)」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいいます。
- なお、「マスクの着用」については、下記のことに留意をお願いします。
 - ・屋内においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できないときや他者と距離が確保できるが会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者との距離が確保できる場合で会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・屋外においては、他者と身体的距離が確保できない場合で会話を行うときは、マスクの着用をお願いします。他者と距離が確保できないときであっても会話をほとんど行わないときは、マスクの着用は必要ありません。
 - ・高温・多湿などの環境下では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、上記のマスクの着用が必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ・特に必要がない場面等で、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いしないようお願いします。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人の距離の確保やマスク着用など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々や同居する家族等も、混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛等、感染リスクの高い行動を控え、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。
- お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認することや、早期にワクチン3回目接種を受けることをお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。
- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など資料1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、資料2「効果的な換気のポイント」を参考に十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、

保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。

- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。
- 新型コロナワクチンの追加接種により、発症予防効果と重症化予防効果は、ともに回復します。3回目接種がお済みでない方や4回目接種の対象となっている方は、早期にワクチン接種の検討をお願いします。
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合のみとしてください。

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介助や介護を要する場合は除く)
 - ※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。
 - (11) 大人数での会食の場合は、事前予約の際などに参加者への事前検査を促すこと

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話

の聲が大きくなならないようBGMの音量を最小限にするなど、資料3の対策をお願いします。

- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 別添の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。
- 健康観察アプリも活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査の実施をお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対するイベントの開催制限は、資料4の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 行事等での対策

- 多数の人が集まる行事については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 学校等での対応

- 学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。
- 特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。
- マスクの着用については、十分な身体的距離が確保できる場合や、夏場において熱中症のリスクが高い場合、また、体育の授業等で運動をしているときについては、不要とします。
- 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（※）は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりす

る運動

- 臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。
- 家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。
- 修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。
- 大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 2歳未満児のマスクの着用は奨めず、2歳以上児についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律に求めないようお願いします。
なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられます。マスクを着用する場合には、息苦しくな
いか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させずに外させるようお願いします。
さらに、児童や保護者の意図に反してマスクの着用を実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- ワクチンの3回目・4回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。また、県の大規模集団接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施します。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様が安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度により、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、

県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。

- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として資料5の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。**
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典)新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

効果的な換気のポイント

1. 効果的な換気（必要な換気量の確保と空気の流れの配慮）

1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本（必要な換気量の確保）

○機械換気による常時換気を、**定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。**

機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。**通常のエアコンには換気機能がないことに留意**

○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。

2方向を窓開けると換気効果大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温度18℃～28℃、相対湿度40%～70%が望ましい。

○必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を**概ね1,000ppm以下に維持**（※1）
必要換気量を満たしているかを確認する方法として、**二酸化炭素濃度測定器（CO₂センサー）の活用が効果的。**

（※1）二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。

○必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機（※2）の使用も考えられる。

（※2）高性能微粒子（HEPA）フィルタ付空気清浄機：空気中に浮遊する0.3μmの微粒子の99.97%以上を除去することが可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることにはできないことに留意。

1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方（空気の流れの配慮）

○十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気よどみを解消。

エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減することが出来る。

○空気の流れを阻害しないパーティションの設置

空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り道を設ける。

目を覆う程度の高さより低いパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにする。

（※）ビル管理法の特定建築物に該当する事業所等については、同法に基づく対応を行う。

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の大きくなりすぎないようにBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催における必要な感染防止策

項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<input type="checkbox"/> 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる ＊大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 ＊大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 ＊飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 ＊適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<input type="checkbox"/> こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） <input type="checkbox"/> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<input type="checkbox"/> 機械換気による常時換気又は窓開け換気 ＊必要な換気量（一人当たり換気量30m ³ /時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） ＊機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け ＊機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% ＊屋外開催は除く
④来場者間の密集回避	<input type="checkbox"/> 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/> 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/> 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<input type="checkbox"/> 飲食時における感染防止対策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/> 食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/> 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/> 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<input type="checkbox"/> 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/> 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握等	<input type="checkbox"/> チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/> 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/> 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

※参加人数が5,000人以下のイベントについては、「感染防止策チェックリスト」を作成し、HP等で公表してください。

5,000人を超える場合は、別途「感染防止安全計画」の提出が必要です。

2022年7月15日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

資料5 コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土日・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		
三河繊維技術センター	0533-59-7333		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

愛知県新型コロナウイルス感染症

BA.5 対策強化宣言

愛知県全域 8月5日～8月21日

「BA.5対策強化宣言」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
事業者	⑤飲食店等に対する協力要請	入場者の感染防止のための整理・誘導 手指の消毒設備の設置 入場者に対するマスク着用等の周知 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

「BA.5対策強化宣言」での感染防止対策 ②

事業者	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑪ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容定員まで
		その他のイベント	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫ 行事等での対策	人と人の距離の確保、大声での会話自粛	
	⑬ 学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底	
	⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動は回避 (2歳未満児)マスク着用は奨めない (2歳以上児)マスク着用は一律には求めない	
⑮ 高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底		
県	○ワクチン接種の機会の提供	○あいスタ認証店の普及	

I. 県民の皆様へのごお願い

① 外出の注意点

- **外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて**

② 県をまたぐ移動の注意点

- **基本的な感染防止対策を徹底**
- **移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までを目安に黙食**を基本とし、**マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は**避けて**



内閣府 厚労省 経済産業省 共同制作

Ⅱ. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者の感染防止のための整理・誘導**
- **手指の消毒設備の設置**
- **入場者に対するマスク着用等の周知**
- **施設の換気 等**

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドラインの遵守、徹底**
- **全ての施設で、感染防止対策の自己点検**

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わりに注意**

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画策定イベント	収容率 100% かつ 人数上限 収容定員 まで
	その他のイベント	収容率50%(大声あり)・100%(大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員 50%のいずれか大きい方
その他	<ul style="list-style-type: none">○事業者は適切な感染防止対策、イベント前後の「三つの密」回避の方策を徹底○参加者は人との距離確保等自覚を持って感染防止対策を徹底	

⑫ 行事等での対策

- 多人数が集まる行事**は**感染防止対策**を**徹底**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止**を**徹底**し**教育活動****継続**
- 十分な**身体的距離**を**確保**できる**場合**や**体育**の**授業**等で**運動**をしているときなどは**マスク**の着用は**不要**
- 感染症対策**を講じてもなお**感染リスク**が高い**学習活動**は、**地域の感染状況**に応じて、**慎重に再開**を検討
- 臨時休業**等で**登校できない**場合は、**可能な限りオンライン**による**学習支援**

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動を避け**、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛の徹底**
- 大人数での行事の自粛**
- 2歳未満児のマスク着用は奨めない**
- 2歳以上児についても、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない**
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意、調子が悪い場合などは外させる**

⑮ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、**「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、**オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討**。通所施設において、**導線の分離など、感染対策をさらに徹底**

IV. 県の取組

- **感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施**
- **ワクチンの3回目・4回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に推進**
- **大規模接種会場では、4回目接種と並行して、3回目接種を引き続き実施するとともに、予約なし接種も実施**
- **小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**



指標の推移

参考資料 1

→ 厳重警戒 (3月22日～)

日付	5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	6/10	6/11	6/12
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	334	305	283	281	291	296	305	300	303	302	304	321	330	313	306	293	296	287	270	270	263	260	247	225	222	209	189	197
単日																												
過去7日間平均	348.4	339.4	329.0	318.6	312.1	305.1	299.3	294.4	294.1	296.9	300.1	304.4	309.3	310.4	311.3	309.9	309.0	306.6	299.3	290.7	283.6	277.0	270.4	260.3	251.0	242.3	230.7	221.3
新規陽性者数	1005	2624	2718	2406	2292	2277	1847	704	2470	2392	2015	1754	1620	1181	535	1600	1642	1357	1230	1165	909	415	1290	1169	967	918	888	714
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	2272.9	2219.1	2217.6	2222.3	2198.3	2171.4	2167.0	2124.0	2102.0	2055.4	1999.6	1922.7	1828.9	1733.7	1709.6	1585.3	1478.1	1384.1	1309.3	1244.3	1205.4	1188.3	1144.0	1076.4	1020.7	976.1	936.6	908.7
(参考項目)																												
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	5.9	5.3	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	4.1	4.4	4.6	4.6	4.7	4.7	4.7	4.7	5.0	5.3	5.7	6.0	6.4	6.9	7.3	7.1	6.9	6.6	6.3	5.9	5.3
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	114.0	111.7	111.7	113.7	110.6	108.1	104.6	102.3	104.0	101.9	95.3	94.1	92.4	89.1	88.1	82.9	81.9	80.9	76.3	73.7	73.7	72.1	68.6	59.6	58.4	56.4	53.4	48.0
陽性率 ^{※2}	31.6%	30.6%	30.2%	29.9%	29.5%	29.1%	29.1%	28.2%	27.7%	27.2%	26.9%	26.4%	25.7%	24.6%	25.0%	24.0%	22.9%	21.7%	20.8%	20.0%	19.5%	19.8%	19.4%	18.8%	18.3%	17.8%	17.2%	16.7%

→ 指標の変更

→ 第7波

日付	6/13	6/14	6/15	6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29	6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	179	156	152	130	127	123	128	124	121	113	109	110	125	129	131	138	162	175	180	188	189	198	198	205	228	260	285	302
単日																												
過去7日間平均	209.7	196.7	186.3	173.1	161.4	152.0	142.1	134.3	129.3	123.7	120.7	118.3	118.6	118.7	119.7	122.1	129.1	138.6	148.6	157.6	166.1	175.7	184.3	190.4	198.0	209.4	223.3	239.4
新規陽性者数	332	1068	913	819	794	830	690	275	1089	997	914	887	881	706	444	1373	1434	1322	1294	1470	1164	670	2481	2737	2712	2820	3227	3088
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	896.9	865.1	828.6	807.4	789.7	781.4	778.0	769.9	772.9	784.9	798.4	811.7	819.0	821.3	845.4	886.0	948.4	1006.7	1064.9	1149.0	1214.4	1248.7	1405.0	1591.1	1789.7	2007.7	2258.7	2533.6
(参考項目)																												
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	4.7	4.4	4.4	4.1	3.7	3.4	3.1	2.9	2.6	2.1	2.0	1.9	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.3	1.4	1.6	1.9	2.1	2.4
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	47.9	48.3	47.4	43.4	43.9	40.1	41.6	41.3	42.0	42.3	46.6	46.0	47.1	47.0	48.6	52.6	57.9	58.0	60.3	68.7	78.3	79.7	89.0	98.3	108.7	123.3	135.6	145.3
陽性率 ^{※2}	16.8%	16.3%	15.8%	15.4%	15.2%	15.1%	15.1%	14.7%	14.8%	14.8%	15.0%	15.4%	15.6%	15.5%	16.0%	16.8%	18.0%	18.8%	19.6%	21.0%	22.1%	22.1%	23.9%	25.9%	27.8%	29.3%	31.3%	34.4%

日付	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21	7/22	7/23	7/24
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
(1) 入院患者数	307	311	320	337	364	446	483	510	523	534	561	611	626	655
単日														
過去7日間平均	255.0	271.1	287.6	303.1	318.0	341.0	366.9	395.9	426.1	456.7	488.7	524.0	549.7	574.3
新規陽性者数	1545	6081	6363	6132	6351	7269	6222	3257	3668	13628	13326	12067	14348	11513
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	2658.6	3172.9	3690.9	4179.4	4683.9	5261.3	5709.0	5953.6	5608.9	6648.7	7674.4	8491.0	9502.3	10258.1
(参考項目)														
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.9	2.0	2.3	2.4	3.0	4.0	4.9	5.7	6.7
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	149.3	171.1	193.3	225.4	252.4	288.6	316.7	336.1	321.3	382.4	431.6	474.3	532.7	579.1
陽性率 ^{※2}	33.2%	36.6%	39.7%	42.7%	45.0%	48.8%	52.1%	59.9%	50.6%	55.0%	60.0%	62.5%	66.2%	69.7%

日付	7/25	7/26	7/27	7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
(1) 入院患者数	718	768	851	907	930	961	1002	1047	1036	1104
単日										
過去7日間平均	604.0	639.0	684.3	733.7	779.3	827.1	876.7	923.7	962.0	988.1
新規陽性者数	5018	15315	14801	15675	14397	14692	11085	5987	16923	17778
(2) 新規陽性者数 ^{※1}	10509.7	12173.6	12341.1	12676.7	13009.6	13058.7	12997.6	13136.0	13365.7	13791.0
(参考項目)										
入院患者のうち重症者数 ^{※1}	7.6	9.0	10.4	11.6	13.3	15.0	16.9	19.1	20.9	23.7
新規高齢者数 ^{※1, ※3}	608.7	717.4	758.6	816.9	864.3	921.9	957.6	972.0	1043.1	1105.1
陽性率 ^{※2}	62.0%	71.8%	73.9%							

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)

指標 (2022年6月14日時点から適用)

最大確保病床 : 2,540床
最大確保重症者用病床 : 230床

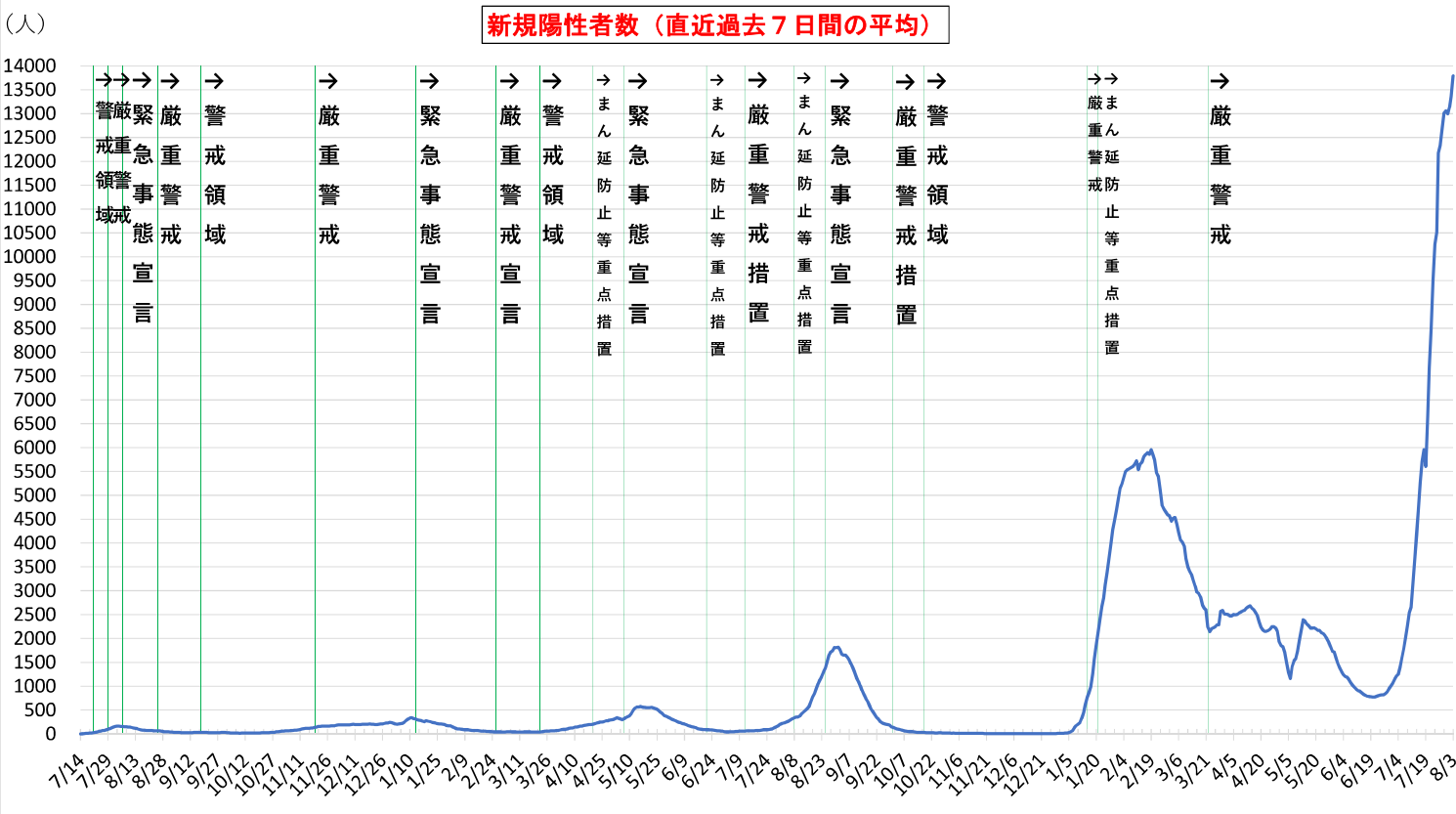
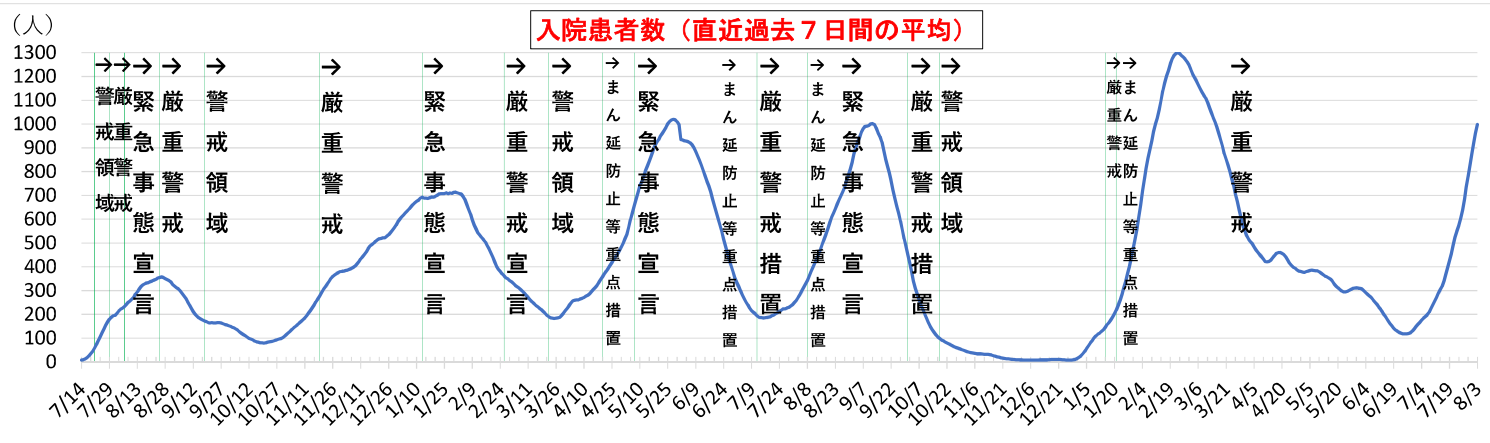
基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	厳重警戒 (オレンジ)	レベル3A (レッド)	レベル3B (レッド)	レベル4 (レッド)
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時: 単日) (感染縮小時: 過去7日間平均)	242人未満	242人 ^{※3}	485人 ^{※4}	861人 ^{※5}	1,167人 ^{※6}	2,032人 ^{※7}
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—

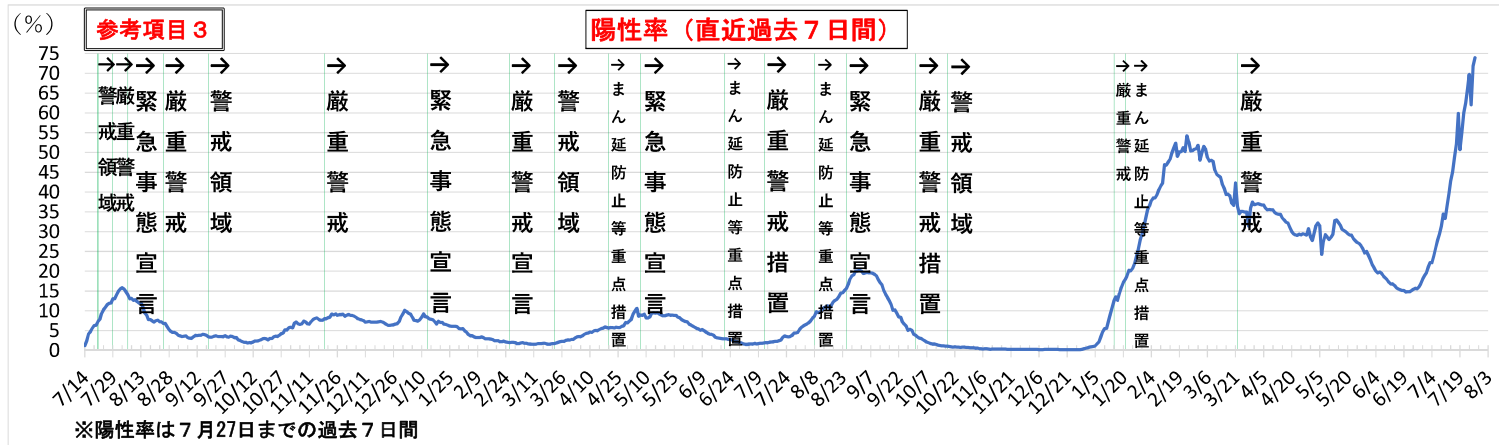
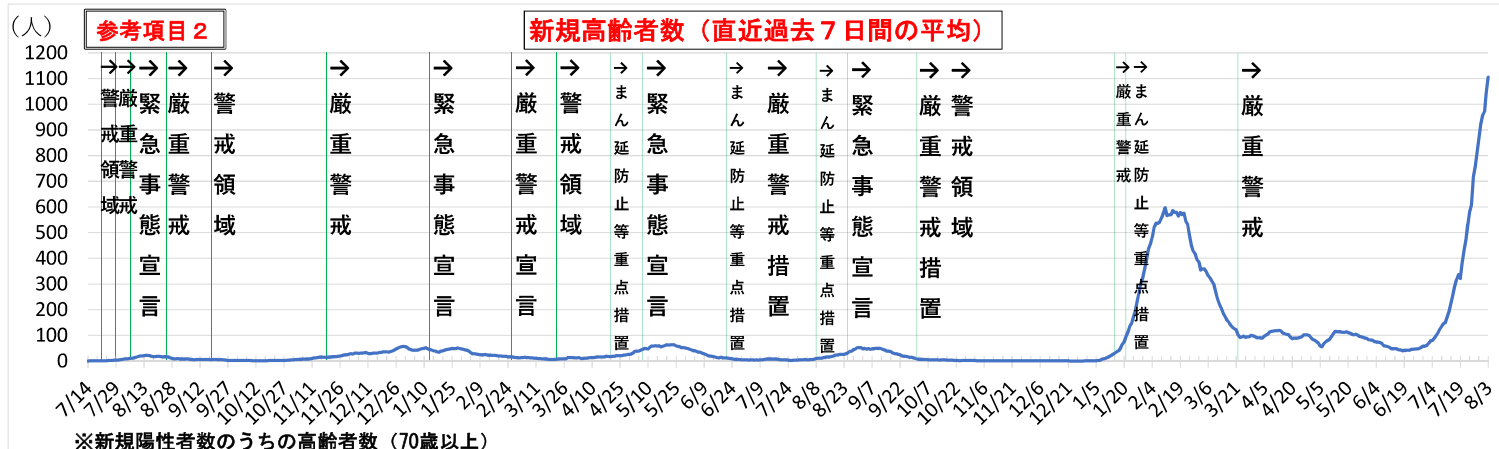
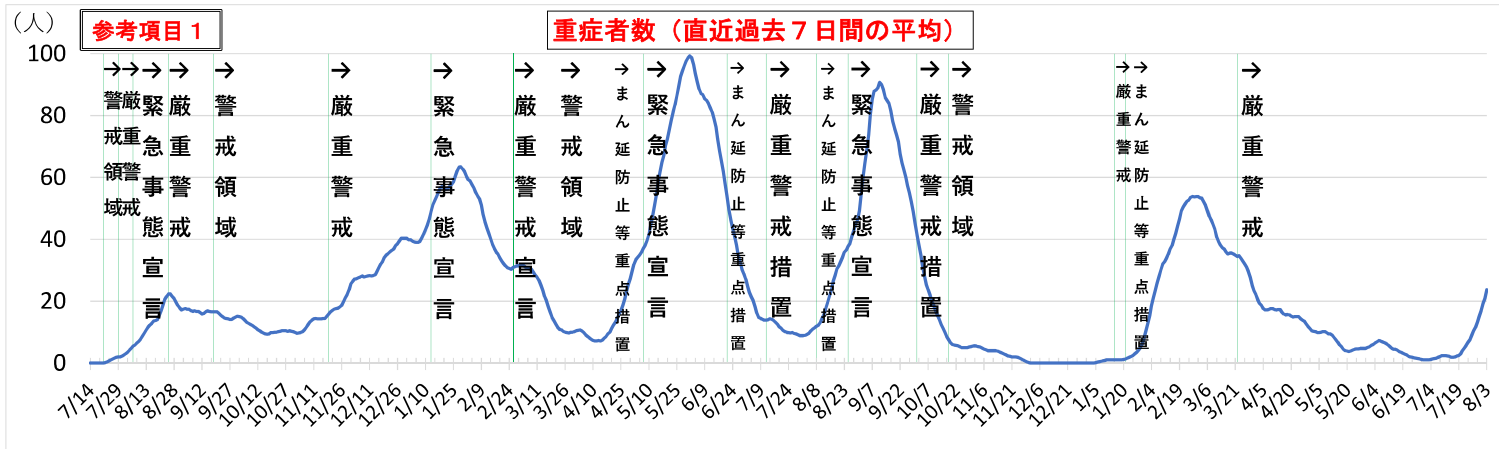
参考項目	27人未満	27人 ^{※3}	55人 ^{※4}	86人 ^{※5}	109人 ^{※6}	184人 ^{※7}
入院患者のうち重症者数 ^{※1} (過去7日間平均)						
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率 (過去7日間) (陽性者数/検査者数 ^{※2})	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO装着者又はICU入室者 ※2 陽性確認の検査を陰した人数 ※3 総確保病床の20%
※4 総確保病床の40% ※5 総確保病床の50% ※6 総確保病床の60% ※7 総確保病床の80%

指標の推移

- | | |
|--------------|-----------|
| 2020年 | 2022年 |
| (7月14日～8月3日) | |
| 警戒領域 | : 7月21日～ |
| 警戒領域 | : 7月29日～ |
| 警戒領域 | : 8月6日～ |
| 警戒領域 | : 8月25日～ |
| 警戒領域 | : 9月18日～ |
| 警戒領域 | : 11月19日～ |
| 緊急事態宣言 | : 1月13日～ |
| (緊急事態措置 | : 1月14日～) |
| 警戒領域 | : 2月26日～ |
| (警戒領域 | : 3月1日～) |
| 警戒領域 | : 3月22日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 4月20日～ |
| 緊急事態宣言 | : 5月7日～ |
| (緊急事態措置 | : 5月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 6月21日～ |
| 警戒領域 | : 7月8日～ |
| (警戒領域 | : 7月12日～) |
| まん延防止等重点措置 | : 8月8日～ |
| 緊急事態宣言 | : 8月25日～ |
| (緊急事態措置 | : 8月27日～) |
| 警戒領域 | : 9月28日～ |
| (警戒領域 | : 10月1日～) |
| 警戒領域 | : 10月18日～ |
| 警戒領域 | : 1月15日～ |
| まん延防止等重点措置 | : 1月21日～ |
| 警戒領域 | : 3月22日～ |





新型コロナウイルス感染者のゲノム解析結果について (2022年 8 月 1 日時点)

愛知県内で確認された新型コロナウイルス感染者について、抽出によりゲノム解析を実施した結果は、以下のとおりです。

<ゲノム解析結果（直近）>

報告期間	オミクロン株						計
	BA. 1	BA. 2	BA. 2.12.1	BA. 2.75	BA. 4	BA. 5	
7月26日 ～8月1日	0件 (0%)	57件 (10.3%)	5件 (0.9%)	3件 (0.5%)	4件 (0.7%)	487件 (87.6%)	556件

< ゲノム解析結果（詳細） >

報告期間	オミクロン株						計
	BA. 1	BA. 2	BA. 2.12.1	BA. 2.75	BA. 4	BA. 5	
6月21日 ～6月27日	0件 (0%)	48件 (88.9%)	0件 (0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	6件 (11.1%)	54件
6月28日 ～7月4日	2件 (2.0%)	60件 (61.9%)	2件 (2.0%)	0件 (0%)	0件 (0%)	33件 (34.1%)	97件
7月5日 ～7月11日	1件 (1.0%)	63件 (61.8%)	5件 (4.9%)	0件 (0%)	3件 (2.9%)	30件 (29.4%)	102件
7月12日 ～7月18日	0件 (0%)	68件 (47.2%)	3件 (2.1%)	0件 (0%)	0件 (0%)	73件 (50.7%)	144件
7月19日 ～7月25日	0件 (0%)	76件 (30.5%)	4件 (1.6%)	0件 (0%)	1件 (0.4%)	168件 (67.5%)	249件
7月26日 ～8月1日	0件 (0%)	57件 (10.3%)	5件 (0.9%)	3件 (0.5%)	4件 (0.7%)	487件 (87.6%)	556件
計	3件 (0.2%)	372件 (30.9%)	19件 (1.6%)	3件 (0.2%)	8件 (0.7%)	797件 (66.3%)	1,202件

(注) 四捨五入の都合上、ゲノム解析結果の割合の総和が100%にならない場合がある。

本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです。報道機関各位におかれましては、個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に、格段の御配慮をお願いします。

4 感対第 1 4 7 0 号
令和 4 年 8 月 3 日

各 保 健 所 長 殿

感染症対策局長

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（通知）

B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施については、令和 4 年 3 月 25 日付け 3 感対第 2689 号で通知したところです。

この度、令和 4 年 7 月 30 日付けで、令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が別添のとおり一部改正されました。

本県（保健所設置市を除く。）では、本事務連絡に基づき、オミクロン株が主流である間においては別記のとおり取り扱いますので適切に対応してください。

なお、庁内各局長等及び各市町村長には別に通知しています。

担 当 感染症対策課医療体制整備室
統計グループ

電子メール iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp

別記

感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

- ・保健所等により濃厚接触者を特定の上、行動制限を求める。
- ・待機期間は、原則5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。

2 事業所等で感染者が発生した場合（3、4の場合を除く）

- ・保健所等による一律の濃厚接触者の特定、行動制限は行わない。
- ・事業所等は、事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- ・事業所等で感染者と接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への訪問、感染リスクの高い行動を控える。
- ・事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

3 ハイリスク施設で感染者が発生した場合

- ・ハイリスク施設の協力の下、保健所により濃厚接触者を特定の上、行動制限を求める。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件*の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

4 保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- ・保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園及び認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）において感染者が発生した場合は、保育所等が「濃厚に接触した者」を特定し、必要に応じて管轄保健所と協議し、行動制限を求める。
- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件*の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

濃厚接触者の待機期間経過後の生活について

- ・待機期間経過後も一定の発症リスクがあるため、7日間が経過するまでは、検温

などの自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を徹底すること。

※感染者と濃厚接触があった者が毎日の検査により業務に従事することが可能となる要件について

- ・感染者と濃厚接触があった当該職員の業務を、施設長等の管理者が了解していること。

- ・他の職員による代替えが困難な職員であること。

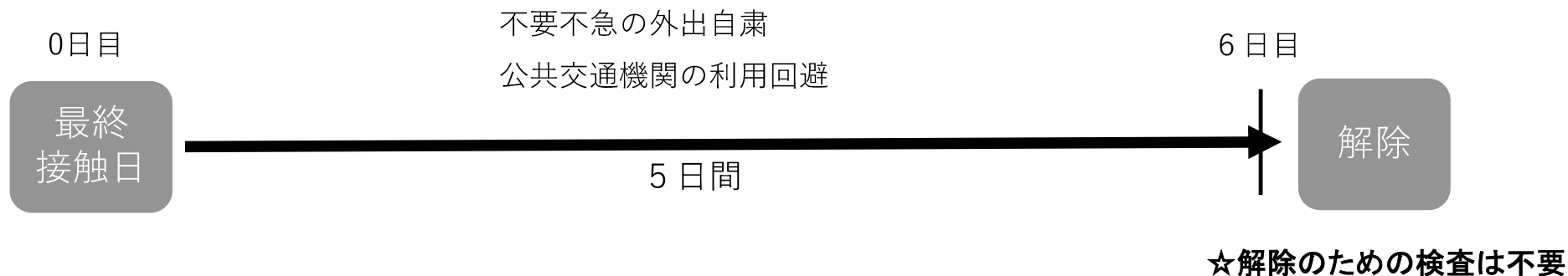
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種をいう。以下同じ）を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目接種後14日経過した後でも可）

に、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触がある者であること。

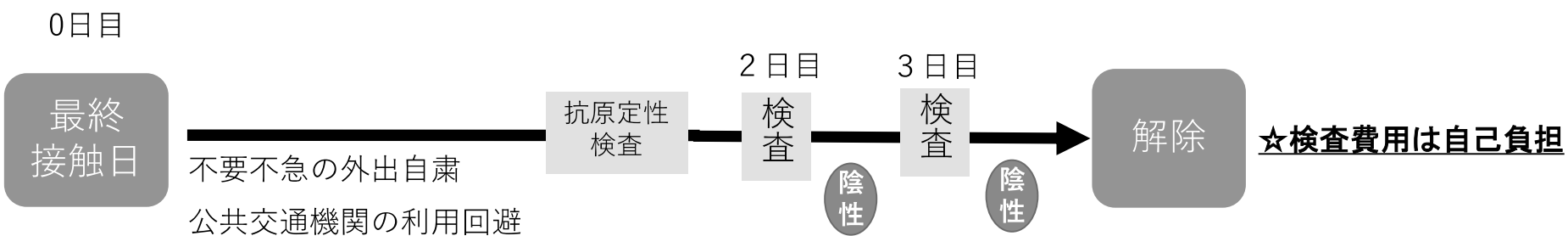
- ・無症状であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（当該検査による実施が困難な場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い、陰性が確認されていること。

濃厚接触者の待機期間

令和4年7月25日 愛知県



○待機期間の短縮(社会機能維持者であるか否かに関わらず)



7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策をする。

「新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金」を創設します

愛知県では、新型コロナウイルス感染症患者の確保病床のひっ迫を回避し、医療提供体制を維持するため、県独自に「新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金」を、下記のとおり創設します。

記

1 名称

新型コロナウイルス感染症入院患者転院受入医療機関交付金

2 交付対象

愛知県が指定する新型コロナウイルス感染症患者等の確保病床を有しない県内の病院及び有床診療所であり、下記（1）または（2）のいずれかを満たす医療機関

- （1）愛知県が指定する確保病床に入院している陽性患者の転院を受け入れる病院及び有床診療所
- （2）陽性患者である妊婦の分娩を実施する病院及び有床診療所

3 交付額

- （1）患者1人当たり1日3万円（入院日及び退院日を含む）
- （2）分娩1回当たり50万円

4 対象期間

愛知県の病床フェーズがフェーズ2以上の期間

<2022年7月15日（金）からフェーズ1に切り替える前日まで>

5 交付時期

入院患者が退院した後に、病院及び有床診療所からの申請を受け、県から交付。

「東横イン中部国際空港^{ワン}I」における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れ開始について

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり7月29日(金)から、新たに常滑市内において新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設します。

これで本県の宿泊療養施設は10施設となります。

記

1 対象施設

東横イン中部国際空港^{ワン}I (常滑市セントレア 4-2-5)

※入所者が一般の方と接触することはありません。

2 開設日

2022年7月29日(金)

3 入所室数

150室

※上の室数以外は他団体が使用しているほか、一部改装工事中となります。

4 対象者

新型コロナウイルス感染者のうち、無症状の方又は軽症者であって、医師が宿泊療養施設での療養が適当と判断した方

5 運営スタッフ

医師、看護師、生活支援スタッフ、県職員等

※医師の派遣については、愛知県医師会に御協力いただきます。

6 報道機関向け内覧会について

他団体が施設を使用中であり、また改装工事もおこなわれているため、報道機関向けの施設の内覧会は実施しません。

7 位置図



8 その他

宿泊療養施設開設後の現地取材については、患者さんのプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、お控えくださるよう御協力をお願いします。

「ホテルルートイン名古屋栄」における新型コロナウイルス感染症の軽症者等の受入れ開始について

愛知県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、下記のとおり 8 月 8 日(月)から、新たに名古屋市内において新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養施設を開設します。

これで本県の宿泊療養施設は 11 施設（うち名古屋市内 5 施設）となります。

記

1 対象施設

ホテルルートイン名古屋栄（名古屋市中区栄 4-7-12）

※一棟を借り上げるため、入所者が一般の方と接触することはありません。

2 開設日

2022 年 8 月 8 日（月）

3 入所室数

363 室

4 対象者

新型コロナウイルス感染者のうち、無症状の方又は軽症者であって、医師が宿泊療養施設での療養が適当と判断した方

5 運営スタッフ

医師、看護師、生活支援スタッフ、県職員等

※医師の派遣については、愛知県医師会に御協力いただきます。

6 報道機関向け内覧会について

報道機関向けに施設内の撮影機会を設けます。

（1）集合日時

2022 年 8 月 8 日（月）午前 11 時

(2) 集合場所

ホテルルートイン名古屋栄 1階正面入口
(名古屋市中区栄 4-7-12)

(3) 内容

施設内を職員が案内し、撮影をしていただきます。(1時間程度)

(4) その他

- ・マスクの着用等、新型コロナウイルス感染防止対策に御協力ください。
- ・報道機関と分かるように、腕章などの着用をお願いします。また、密集を避けるため、最小限の人数でお願いします。なお、テレビ各局におかれましては、「代表撮影」をお願いします。
- ・撮影は職員の指示に従ってください。
- ・施設の駐車場は利用できないため、公共交通機関を御利用ください。
- ・施設(ホテル)所有者からの要請に基づき、施設外観の撮影及び施設名称の報道(インターネットを除く。)はお控えください(内観の撮影及び報道は可能です)。

7 位置図



(愛知県作成)

8 その他

宿泊療養施設開設後の現地取材については、患者さんのプライバシーを侵害するおそれがあることなどから、お控えくださるよう御協力をお願いします。

<参考> 宿泊療養施設

	施設名（所在地）	室数	開設時期
1	東横イン名古屋名駅南 （名古屋市中村区名駅南 2-3-30）	805 室	2020 年 8 月
2	東横イン三河安城駅新幹線南口Ⅱ （安城市三河安城南町 1-15-2）	246 室	2020 年 12 月
3	豊川グランドホテル （豊川市市田町東堤上 1-66）	58 室	2020 年 12 月
4	R & B ホテル名古屋新幹線口 （名古屋市中村区則武 2-2-13）	262 室	2021 年 8 月
5	蒲郡ホテル （蒲郡市三谷北通 2-82）	114 室	2021 年 9 月
6	ホテルウィングインターナショナル名古屋 （名古屋市中区錦 1-4-11）	224 室	2022 年 1 月
7	ベッセルイン栄駅前 （名古屋市中区錦 3-14-13）	225 室	2022 年 2 月
8	コンフォートホテル豊橋 （豊橋市大橋通 1-98）	132 室	2022 年 2 月
9	ホテルルートイン知立 （知立市山町小林 5 番地）	158 室	2022 年 3 月
10	東横イン中部国際空港Ⅰ （常滑市セントレア 4-2-5）	150 室	2022 年 7 月
11	ホテルルートイン名古屋栄 （名古屋市中区栄 4-7-12）	363 室	2022 年 8 月
	合 計（11 施設）	2,737 室	

PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、健康上の理由等によりワクチンを接種できない方や感染不安を感じる無症状の方がPCR等検査を無料で受けられる「PCR等検査無料化事業」を実施しています。

感染不安を感じる方を対象とした「感染拡大傾向時の一般検査事業」については、2022年7月31日（日）までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数は本日7月26日（火）に最多を更新するなど増加傾向にあることを踏まえ、その期間を**2022年8月31日（水）**まで延長します。

なお、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、変更ありません。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間
感染拡大傾向時の一般検査事業	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方（愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません）	PCR検査及び抗原定性検査	変更前 2022年7月31日（日）まで
			変更後 2022年8月31日（水）まで
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	飲食、イベント、旅行・帰省等の活動の際の検査を希望する無症状の者のうち（愛知県内在住の有無は問いません。） ○ワクチン・検査パッケージ ・ワクチン3回目接種未了者 ○対象者全員検査 ・イベント等参加のため検査が必要となる者 ^{※1}	原則として抗原定性検査 ^{※2}	2022年8月31日（水）まで

※1 ただし、無症状のワクチン3回目接種完了者については、次の場合にのみ無料で検査を受けることができます。

- ・イベント等で対象者全員検査を求められている場合
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められている場合

※2 ただし、次の者に限り、PCR検査を受けることができます。

- ・10歳未満の者
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している者

お盆期間中における抗原定性検査無料検査所 (名古屋駅・金山駅・豊橋駅・県営名古屋空港)の 臨時設置について

お盆期間中は、帰省等を予定されている方が、多数お見えになると思います。

こうした移動を通じた新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、出発前の陰性確認にご利用いただけるよう、春の大型連休期間中と同様、このお盆期間中も、下記のとおり**抗原定性検査を無料で受けることができる臨時の検査所を設置**いたします。

無料検査所は、前回と同じく名古屋駅、金山駅、豊橋駅のほか、新たに県営名古屋空港にも設置するとともに、前回利用者の多かった名古屋駅は検査所を2か所に増やすなど、利便性の向上と検査体制の強化を図ります。

新型コロナウイルスの感染状況は、新規陽性者数が最多の更新を重ねるなど、大変厳しい状況にあります。安全・安心に移動するため、この無料検査所を利用するなど、陰性確認の実施について、よろしくお願いたします。

記

1 設置場所について

	名 称	設置期間	営業時間
名古屋駅①	木下グループ新型コロナ検査センター 名古屋駅臨時検査所	2022. 8. 5(金)～8. 18(木) (8. 12(金)～8. 14(日)を除く)	10:00～ 18:00
名古屋駅②	ナナちゃん 検査ステーション 名古屋駅臨時検査所	2022. 8. 10(水)～8. 16(火)	10:00～ 18:00
金山駅	木下グループ新型コロナ検査センター 金山駅臨時検査所	2022. 8. 5(金)～8. 18(木)	11:00～ 17:00
豊橋駅	木下グループ新型コロナ検査センター 豊橋駅臨時検査所	2022. 8. 5(金)～8. 18(木)	10:00～ 18:00
県営名古屋 空港	木下グループ新型コロナ検査センター 県営名古屋空港臨時検査所 (旅客対象・事前予約制)	2022. 8. 5(金)～8. 18(木)	8:00～ 17:00

※ 中部国際空港(事前予約制):既設の無料検査所の検査ブースを増設
(8ブース⇒10ブース)

2 取材について

臨時無料検査所の撮影・取材に当たっては、以下に御留意ください。

(1) 名古屋駅①

事前に施設管理者に申請する必要があるため、8月4日(木)午後1時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで、社名、代表者、人数、スチールカメラ台数、テレビカメラ台数を電話でお知らせください。

なお、取材スペースの都合上、テレビ各局におかれては「代表撮影」をお願いいたします。

また、取材日は、施設管理の都合上、8月5日(金)に限らせていただきます。

(2) 名古屋駅②

事前に施設管理者に申請する必要があるため、8月9日(火)午後1時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで、社名、代表者、人数、スチールカメラ台数、テレビカメラ台数を電話でお知らせください。

なお、取材スペースの都合上、テレビ各局におかれては「代表撮影」をお願いいたします。

また、取材日は、施設管理の都合上、8月10日(水)に限らせていただきます。

(3) 金山駅

取材日の前日までに、公益財団法人名古屋まちづくり公社(電話:052-324-8577)まで御連絡ください。

(4) 豊橋駅

事前に施設管理者に申請する必要があるため、8月4日(木)午後1時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで、お電話でお知らせください。

(5) 県営名古屋空港

事前に施設管理者に申請する必要があるため、8月4日(木)午後1時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで、社名、代表者、人数、スチールカメラ台数、テレビカメラ台数を電話でお知らせください。

なお、取材スペースの都合上、テレビ各局におかれては「代表撮影」をお願いいたします。

また、取材日は、施設管理の都合上、8月5日(金)に限らせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止!

検査を受けて
安全・安心!

無料

検査所 臨時設置

名古屋駅

金山駅

豊橋駅

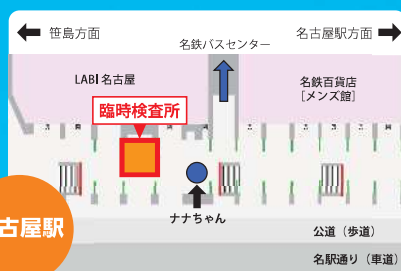
県営名古屋空港

8月5日(金)～8月18日(木)の間
抗原定性検査を無料で受けられます



名古屋駅

KITTE名古屋1階
8月5日～8月18日(8月12日～8月14日を除く)
10:00～18:00



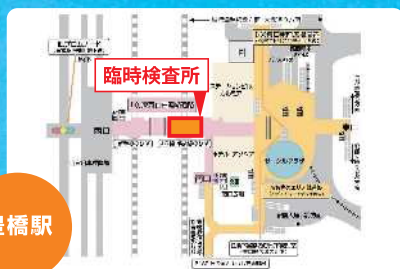
名古屋駅

ナナちゃんストリート イベントスペース
8月10日～8月16日 10:00～18:00



金山駅

アスナル金山 イベントスペース
8月5日～8月18日 11:00～17:00



豊橋駅

豊橋駅 自由連絡通路
8月5日～8月18日 10:00～18:00



県営
名古屋
空港

ターミナル1階(旅客のみ・予約制)
8月5日～8月18日 8:00～17:00



中部国際
空港*

第1ターミナル2階到着ロビー中央(予約制)
8月5日～8月18日
8:00～13:00、15:00～20:00
※中部国際空港では既設の検査所を拡充
して対応しています。

検査結果が陽性の場合
医療機関を受診してください。
受診相談センターはこちら➡



検査会場の詳細、
その他の検査所情報
についてはこちら➡



4 感対第 1 4 6 9 号

令和 4 年 8 月 2 日

公益社団法人愛知県医師会会長 様

愛知県感染症対策局長

診療・検査医療機関への抗原定性検査キットの配布について
(依頼)

日頃から、本県の感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症に係る新規感染者数が急速に増加しており、外来医療がひっ迫する状況の中、日々、御対応をいただき心より感謝申し上げます。

さて、抗原定性検査キットを用いた検査体制の確保については、令和 4 年 7 月 26 日付け 4 感対第 1 4 5 6 号愛知県感染症対策局長通知で御連絡したところ です。

このたび、国から送付を受けた抗原定性検査キットについて、地区医師会にお送りいたしますので診療所へ配布していただきますようお願いいたします。

担 当 感染症対策課医療体制整備室

統計グループ

電 話 052-954-7475

抗原定性検査キットの配分数

地区 医師会	管内市町村	診療・検査医療機関							配布 キット数 (人分) 合計
		診療所 (地区医師会へ送付予定)		病院 (保健所へ送付予定)					
		診療所数	配布数 (250人分/1か所)	確保病床あり		確保病床なし		病 院 配布数	
				病院数	配布数 (1,000人分/1か所)	病院数	配布数 (250人分/1か所)		
名古屋市	名古屋市	714	178,500	34	34,000	46	11,500	45,500	224,000
一宮市	一宮市	117	29,250	8	8,000	4	1,000	9,000	38,250
瀬戸旭	瀬戸市、尾張旭市	51	12,750	2	2,000	4	1,000	3,000	15,750
半田市	半田市	26	6,500	1	1,000	0	0	1,000	7,500
春日井市	春日井市	62	15,500	3	3,000	3	750	3,750	19,250
津島市	津島市	13	3,250	1	1,000	1	250	1,250	4,500
小牧市	小牧市	40	10,000	1	1,000	1	250	1,250	11,250
東海市	東海市	28	7,000	1	1,000	0	0	1,000	8,000
岩倉市	岩倉市	10	2,500	0	0	1	250	250	2,750
東名古屋	豊明市、日進市、長久手市、東郷町	66	16,500	3	3,000	1	250	3,250	19,750
西名古屋	清須市、北名古屋市、豊山町	39	9,750	2	2,000	2	500	2,500	12,250
尾北	犬山市、江南市、大口町、扶桑町	50	12,500	3	3,000	2	500	3,500	16,000
稲沢市	稲沢市	32	8,000	2	2,000	1	250	2,250	10,250
海部	愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	82	20,500	2	2,000	2	500	2,500	23,000
知多郡	常滑市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	88	22,000	4	4,000	5	1,250	5,250	27,250
豊橋市	豊橋市	67	16,750	5	5,000	7	1,750	6,750	23,500
岡崎市	岡崎市、幸田町	104	26,000	3	3,000	8	2,000	5,000	31,000
豊川市	豊川市	32	8,000	1	1,000	8	2,000	3,000	11,000
碧南市	碧南市	19	4,750	1	1,000	2	500	1,500	6,250
刈谷	刈谷市、知立市、高浜市	49	12,250	2	2,000	7	1,750	3,750	16,000
豊田加茂	豊田市、みよし市	101	25,250	5	5,000	9	2,250	7,250	32,500
蒲郡市	蒲郡市	21	5,250	1	1,000	2	500	1,500	6,750
安城市	安城市	54	13,500	2	2,000	0	0	2,000	15,500
西尾市	西尾市	12	3,000	2	2,000	2	500	2,500	5,500
北設楽郡	設楽町、東栄町、豊根村	6	1,500	0	0	0	0	0	1,500
新城市	新城市	14	3,500	1	1,000	1	250	1,250	4,750
田原市	田原市	16	4,000	1	1,000	0	0	1,000	5,000
合計		1,913	478,250	91	91,000	119	29,750	120,750	599,000

※ 8月4日（木）までに国から抗原定性検査キット637,450人分が配布される予定

※ 県保管分：38,450人分

愛知県のワクチン接種の状況

(8月2日時点実績)

1 1～3回目接種の状況

区 分	1回目接種	2回目接種	3回目接種
接 種 回 数	6,174,024 回	6,088,650 回	4,529,886 回
接種率 [県内人口比 : 755.9 万人]	81.68%	80.55%	59.93%

(参 考) 3回目接種 (主に接種券なし接種)
 *大規模集団接種会場(キャンセル枠) 62,039 回
 *職域接種 366,320 回

《年代別接種率》

(単位 : %)

年 代	12-17 歳	18-19 歳	20 代	30 代	40 代	50 代	60-64 歳	65 歳以上
3回目	27.26	41.67	46.49	49.47	57.68	77.04	84.76	90.36
2回目	71.02	84.81	79.24	79.36	81.55	93.34	93.53	94.42

2 4回目接種の状況

区 分	4回目接種
接 種 回 数	754,542 回
接種率 [県内人口比 : 755.9 万人]	9.98%

4回目接種内訳	60歳以上 (対象者 202.8 万人)	737,337 回 (36.36%)
	基礎疾患を有する方 (32.5 万人)、 医療従事者等及び高齢者施設等 従事者 (46.6 万人) (対象者(県試算 79.1 万人))	17,205 回 (2.18%)

3 小児接種 (5～11 歳) の状況

区 分	1回目接種	2回目接種
接 種 回 数	74,551 回	68,179 回
5～11 歳人口接種率 [母数 47.9 万人]	15.55%	14.22%

大規模集団接種会場における接種状況

(2022年8月2日時点)

会 場 合 計	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
(3回目：6会場計 4回目：5会場計 小 児：4会場計)	LINE 予約枠	175,433	18,795	3,699
	予約なし接種	27,603	7,008	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	60,564	3,840	137
	妊 産 婦	1,475	2	—
	計	265,075	29,645	3,836

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)	LINE 予約枠	66,355	7,685	1,998
	予約なし接種	11,789	3,214	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	15,550	12	10
	妊 産 婦	642	0	—
	計	94,336	10,911	2,008
藤田医科大学 (豊明市)	LINE 予約枠	33,264	4,503	586
	予約なし接種	6,013	1,941	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	34,733	3,513	119
	妊 産 婦	332	2	—
	計	74,342	9,959	705
愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)	LINE 予約枠	19,052	2,005	769
	予約なし接種	2,065	686	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	2,008	63	0
	妊 産 婦	111	0	—
	計	23,236	2,754	769
藤田医科大学 岡崎医療センター (岡崎市)	LINE 予約枠	35,467	3,103	346
	予約なし接種	4,216	841	—
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	3,377	252	8
	妊 産 婦	143	0	—
	計	43,203	4,196	354

会 場 名	接 種 枠	接 種 者 数 (のべ人数)		
		3 回 目	4 回 目	小 児
JA 愛知厚生連 安城更生病院 (安城市)	LINE 予約枠	9,165	1,499	
	予約なし接種	1,556	326	
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	784	0	
	妊 産 婦	167	0	
	計	11,672	1,825	
東三河総合庁舎 (豊橋市) ※6月12日をもって終了	LINE 予約枠	12,130		
	予約なし接種	1,964		
	追 加 枠 (キャンセル枠等)	4,112		
	妊 産 婦	80		
	計	18,286		

4 回目接種の加速に向けた愛知県の実施

<p>医療従事者及び高齢者・障害者施設の従事者に対する接種促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月22日付けで重症化リスクが高い多くの方にサービス提供する従事者の「接種券なし」接種を開始 ・ 7月26日付けで各市町村、医師会・病院協会、各施設管理者あてに通知を出し、それぞれの従事者の4回目接種について、接種の促進について依頼
<p>大規模集団接種会場におけるキャンセル枠を活用した医療従事者等の接種促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4回目接種の対象が医療従事者等に拡大されたことを受け、大規模集団接種会場で「接種券なし」接種を開始 ・ 7月29日付けで、各市町村、県看護協会、県警察本部、自衛隊等あてに通知を出し、4回目接種の速やかな実施について協力を依頼
<p>4回目接種の接種対象者拡大及びワクチンの追加供給にかかる国への要請</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3回目接種を完了している全ての方を4回目接種の対象にするよう引き続き要請するとともに、各ワクチンの追加供給について、様々な機会と捉えて、国に対して求めていく

4 感 対 第 1455 号
令和 4 年 7 月 26 日

各 市 町 村 長 殿

各高齢者施設及び障害者施設の管理者、公益社団法人愛知県医師会会長、一般社団法人
愛知県病院協会会長あてに同趣旨の通知を发出

愛知県感染症対策局長

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する新型コロナワクチン
4 回目接種の実施について（通知）

日頃から、新型コロナワクチン接種の円滑な実施に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県では、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者への 4 回目接種を速やかに進めるため、令和 4 年 7 月 15 日付け 4 感対第 1415 号通知で、愛知県医師会等関係団体に対し、後日接種券をとりまとめていただくことを前提に、「接種券無し」での接種を進めていただくようお願いしているところです。

今回、令和 4 年 7 月 22 日から 4 回目接種の対象者が拡大され、医療従事者等及び高齢者・障害者施設等の従事者への接種が可能となりました。

6 月末から急激に感染拡大している第 7 波の状況において、医療体制の確保やクラスター発生防止の観点から、医療機関や高齢者・障害者施設等の従事者に対し、4 回目接種を速やかに進めていく必要があります。

市町村におかれましては、当該施設から接種券の発行申請があった場合には、接種券の迅速な発行をお願いします。

また、接種対象者の拡大に伴う医療機関へのワクチンの配分等、綿密な調整を図っていただき、4 回目接種の円滑な実施に御協力いただきますようお願いいたします。

担 当 感染症対策課ワクチン接種体制整備室
ワクチン調整第一グループ
電 話 052-954-7492（外部非公表）

4感対第1462号

令和4年7月29日

関係市町村長
各消防一部事務組合管理者 殿
衣浦東部広域連合長

〔愛知県看護協会長、愛知県警察本部長、陸上自衛隊第10師団長、航空自衛隊小牧基地司令等あてに同趣旨の通知を发出〕

愛 知 県 知 事

県が開設する大規模集団接種会場における
新型コロナワクチン4回目接種の実施について（通知）

日頃から、本県の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年7月22日（金）から、新型コロナワクチン4回目接種の対象が拡大され、60歳以上の者や基礎疾患を有する者等に加え、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者についても接種対象とされました。

このうち、「医療従事者等」については、医療機関の医師、看護師等だけでなく、医療機関で実習を受ける医学部生や看護学生、新型コロナウイルス感染症患者の搬送を行う救急隊員や、自衛隊員、警察職員、保健所職員など、重症化リスクが高い者と接する機会が多い職にある者も含むとされたところです。

今回の接種対象拡大を受け、県では、5か所の大規模集団接種会場において、一般の予約枠とは別に、キャンセル枠を活用した追加接種枠を設け、こうした医療従事者等に対し、「接種券なし」での4回目接種を実施してまいります。

貴機関におかれましては、職員の皆様に、この機会を積極的にご活用いただくようご案内いただくとともに、接種希望者のとりまとめなど、速やかな4回目接種の実施に向け、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

担 当 感染症対策局感染症対策課
ワクチン接種体制整備室

愛知県ノババックスワクチン接種センターの接種規模拡大

7月22日（金）からノババックスワクチンの1・2回目接種の対象年齢が、18歳以上から12歳以上に引き下げられたことにもない、12歳から17歳の方の接種機会を確保するため、8月から接種規模を拡大

接種対象：1・2回目接種を受ける12歳以上の者
3回目接種を受ける18歳以上の者

開設場所	愛知医科大学 眼科クリニック MiRAI (名古屋市東区)	愛知医科大学 メディカルセンター (岡崎市)
接種開始日	2022年6月5日（日）	2022年7月23日（土）
接種日時	毎週日曜日 午前9時から正午まで	毎週土曜日 午前10時から正午まで
接種規模	1日90人 → <u>1日180人に拡大</u> (8月7日（日）から)	1日60人 → <u>1日80人に拡大</u> (8月6日（土）から)

<ノババックスワクチンの特徴>

- ・ ワクチンの種類は、「組換えタンパクワクチン」
- ・ 不活化ワクチンの一種で、日本でも、B型肝炎ウイルスワクチンなど、他のワクチンでの使用実績があるタイプ
- ・ ファイザー社やモデルナ社の mRNA ワクチンに対するアレルギーがある方の選択肢となりうるワクチン
- ・ メーカーの臨床試験の結果によれば、頭痛や発熱などの発現頻度は、ファイザー社やモデルナ社のワクチンと比較して低くなっている。